

飛驒法人会だより

No.216
2019

平成31年1月1日 第216号

発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三/編集人 住 宏夫

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/>
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp

TEL 0577-34-2201
FAX 0577-33-1093

新春



■ 岡田会長 新年挨拶	2
■ 名古屋国税局 課税第二部長 挨拶	3
■ 署長さん訪問記 新春よもやま話	4~ 7
■ 税務署からのお知らせ	8~11
●平成31年(2019年)10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置	
●いつでもどこでもスマホで申告 ~5つのステップで手続完結!~	
■ 年男・年女(亥年)今年の抱負.....	12~13
■ 休憩室.....「あぶらえ(エゴマ)で地域も身体も元気」	14~15
■ 事業所訪問.....井戸工業株式会社	16~17
■ とんなんしいぺい(支部短編ニュース)	18~19
■ 飛驒法人会の活動報告	20
■ 青年部会だより	21
■ 女性部会だより・事務局だより.....	22
■ 読者の窓	23
■ 編集後記	24



— タルマかねこおりライトアップ — 高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根



年頭のあいさつ

(公社)飛驒法人会 会長

岡田 贇三

平成31年の年頭にあたり、(公社)飛驒法人会の会員の皆様には謹んで新年のご挨拶を申し上げますとともに、日頃の法人会活動に対しまして、深いご理解と温かいご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、猛烈な台風の襲来及び大雨で各地に被害が発生して、飛驒においても例外ではなく、7月3日から8日にかけて降り続いた大雨で飛驒各地において、土砂崩れや住宅への浸水など大きな爪痕を残しました。中でもJR高山本線が下呂市や飛驒市で不通となり、ようやく昨年11月21日に全線開通しましたが、飛驒の主要産業である観光には外国人観光客の激減など大きな影響がありました。

さて、今年も国ベースでは4月30日に現在の天皇陛下が退位され、皇太子殿下が5月1日、天皇に即位されて元号も改まります。

そして、我が飛驒法人会においても本年に社団法人(法人組織)となって40周年の記念の年となります。今年6月11日には記念行事を開催しますので会員の皆様にはこぞってご参加ください。

一方、税制面ではいよいよ本年10月の消費税の税率10%への増税が軽減税率の適用も含めて動いています。法人会としても、今後の成り行きを注視していかなければなりません。

そのような中で飛驒法人会は公益社団法人として、また、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、税制に関する建設的な提言や子供達への租税教室などで企業の発展を支援し、地域の振興に寄与して国と社会の繁栄に貢献しています。

これからも税知識の普及、納税意識の高揚など「税」を中心とした活動や、地域社会の発展を図る事業など幅広い事業を展開します。

今年も、組織の中核である青年部会による児童・生徒を対象にした「租税教室」については、今年度も小・中学校合計16校について開催することになっています。

昨年11月に開催した「青年の集い岐阜大会」において、名古屋国税局管内の法人会青年部会を代表して租税教育活動の発表を行う栄誉をいただきました。今後もその栄誉に恥じない活動を行う必要があると考えています。

また、女性部会においては「租税教室」の開催に併せて「税に関する絵はがきコンクール」へ作品募集を実施し、優秀作品を顕彰していきます。

ただ、組織面を見ますと相変わらず会員数の減少は続いています。今後も「法人会はよき経営者をめざすものの団体」として会員の積極的な自己啓発・異業種交流等を支援して魅力ある法人会への脱皮を目指して行き、同時に会員数の増加に努めます。

それには会員の皆様には、法人会活動に活発に積極的に参加されることをお願いします。

終わりに、会員の皆様のごさらなるご発展とご健勝を心から祈念申し上げまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。



年頭の御挨拶

名古屋国税局 課税第二部長

岩田 和之

平成31年の年頭に当たり、公益社団法人飛驒法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、個人消費は回復傾向にあり、生産活動、住宅建設の増加により緩やかではありますが拡大しております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、平昌五輪では愛知県出身の宇野昌磨選手の銀メダルをはじめ、日本としても冬季五輪史上最多記録を更新する13個のメダルを獲得し、2020年東京夏季五輪への弾みとなりました。

また、静岡県とゆかりのある本庶佑氏が、新しいがん治療薬の開発などに貢献したとして、ノーベル医学・生理学を受賞するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の著しい進展とともに、制度改正が行われるなど、大きく変化しております。

この変化に対して、国税当局といたしましては、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、本年10月1日から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といたしましては、納税者の皆様に制度を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう法人会の皆様に説明会の開催等で御協力いただきながら、着実な周知・広報に努めているところです。引き続き、円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、さらなる御協力をよろしくお願いいたします。

重ねてe-Taxやマイナンバーの普及・定着に多大な御尽力をいただいております。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人飛驒法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

署長さん訪問記 新春よもやま話



高山税務署長
河之口 幹夫 氏

ききて	広報委員長	住 宏夫
	女性部会広報委員	鍋島 正子
	青年部会部会長	田中 由泰
	事務局	佐藤 昇

署長 明けましておめでとうございます。

昨年7月に高山税務署に赴任して半年が経ちますが、旧年中は法人会の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

本年も引き続きよろしく願いいたします。

—— 署長さんのご出身は？

署長 三重県伊勢市です。伊勢神宮をご存知の方は多いと思いますが、実家は外宮の近くですので、神宮の山を遊び場として育ちました。

伊勢は高山と同じく有名な観光地ですが、旅館やホテルは意外に少なく、お泊りの方は鳥羽や志摩に足を伸ばす方が多いし、神宮も内宮だけお参りして「おかげ横丁」辺りで過ごして日帰りされる方も多いところ。数年前に外宮の勾玉池に「せんぐう館」が造られ、伊勢市駅から外宮までの参道が整備されてから外宮の参拝客も増えているようです。

伊勢に遊びに行くなら、江戸時代のお伊勢参りは、二見の興玉神社で禊を行い、外宮をお参りしてから内宮をお参りし、その後、朝熊岳の金剛證寺を参るのが習わしだったそうなので、そういうルートで辿っていただくのもいいと思います。

—— 地元にお詳しいですね。

署長 いいえ、そんなことはありません。伊勢のことを知っているかのように話していますが、高校を卒業してからの住まいは、単身赴任の時以外は名古屋市ですし、残念ながら三重県下の税務署には勤務したことがありませんので、実はそれほど伊勢に詳しいわけではありません。特に、アルコールを伴うような店は、友人に連れて行かれるだけで詳しくありません。伊勢には実家がありますが、遷宮関連行事がある時か、少し弱ってきた両親の顔を見に定期的に帰る程度です。

—— 署長さんの子供の頃はどんなお子さんでしたか。

署長 昭和の時代で、まだ空き地がいっぱいあり、近所に同級生の子も多く賑やかなところで育ったので、外で遊ぶのが好きで、ビー玉や缶けり、ポコペン…、空き地や学校のグラウンドで三角ベースの草野球、山に行って昆虫採集などをしていました。また、親父の実家が朝熊岳の麓の田舎で、実家の山によく連れて行かれて、春には破竹やわらび、ぜんまい、秋には柿や栗を採りに借り出されていました。海にも近いところですので釣り(キス

やカレイなど)にもよく行っていました。結構アウトドアな子供だったと思います。中学に入ってから、卓球部で結構頑張っていました。ダブルスでしたが伊勢市の大会で優勝したことがあります。今は体型もずいぶん変化し、関節も硬くなってしまったので駄目ですが、球技はなんでも得意で、運動会や球技大会で、結構活躍していました。

勉強は興味があることを調べたりする事が好きで、算数・数学は得意でした。当時流行っていたカッパブックスの「頭の体操(多胡輝著)」を楽しんでいました。また、4月2日生まれでして、学年で一番早く生まれた年長者ということで、級長とか学級委員をよくやらされていましたが、みんなで先生への悪ふざけを画策したりして、真面目な生徒ではなかったかもしれません。

—— 署長さんのこれまでの職歴を教えてください。

署長 直前は、名古屋国税局総務部人事調査官、その前は中川税務署筆頭特別国税調査(法人調査担当)、さらにその前は、大阪国税局の枚方税務署で法人担当副署長です。副署長に出る前は、国税局の法人課税課と課税総括課で課長補佐でした。

全体を振り返ると、地元の高校を卒業し、税務大学校の研修を経て、昭和58年6月に津島税務署法人税・源泉所得税部門に配属になったのが振り出しで36年目となりますが、税務署の勤務は9署目で通算18年目、国税局勤務が4部署で18年となります。36年のキャリアは、税務署又は国税局で法人税調査とそれに関する事務が中心ですが、国税局では、法人課税課で税務署の法人課税部門の運営に関する仕事や課税総括課で課税部の運営や調整等の仕事に携わっている期間も結構あります。

—— 人事調査官の仕事ってどんな仕事ですか。

署長 人事調査官は、総務部に設置されているポストで、再任用に関する仕事や退職管理事務という独特な仕事…、数年前に文部科学省の職員が天下り問題でマスコミを賑わしていた国家公務員の再就職規制に関する仕事なども持っています

が、大半は職員の能力や適性、身上等を把握し、人事配置等を行う任用に関する仕事に携わっていました。

—— 7月に赴任されてから、半年が経ちますが高山はいかがですか

署長 まずは管内がとても広いというのが第一印象でして、高山税務署の管轄面積は全国で6番目、北海道を除くと1番広いのですが、まあ広い。面積の95%は森林ということですが、本当に豊かな自然に囲まれて環境がいいところだと実感しています。外に出かけるのも好きですので、休日には管内の端までドライブしたりして楽しんでいます。中でも11月初旬に国道156号線で荘川から御母衣湖を經由し白川村に抜けるルートを走った時に見た、圧倒的な黄色とオレンジと所々に赤が混じった、燃えるような山の紅葉にはすごく感動しました。

—— 単身赴任のご苦労はありますか。

署長 全く苦労がないというわけではありませんが、子供も手を離れていますし、単身赴任も今回で3度目になりますので、特に困ったことはありません。異動の予告を受けてから実際に転居するまでの時間が短いことや、最初は地域の気候や生活のルールに馴染むのに手間取りますが、むしろ、色々な地域に住めて、その土地の歴史や文化、美味しいものに出会えるので、いい経験だと思っています。

—— 家事等のご苦労はありますか。

署長 食べるのが好きで、自己流ですが料理はします。1人分を作るのは準備や片付けの方が面



倒ですが、飛驒地方は野菜がおいしく食材も豊富なので楽しんでます。とはいえ、朝食はともかく、思いのほか宴席も多いので、日常的に料理をしていると言えるほどではありませんが、夜の予定がない時は自炊をしています。法人会女性部会の懇談会で教わった飛驒ネギの調理法や山之村の寒干し大根の調理も試し、美味しくいただきました。

料理以外の家事については、1人分ですのでたいしたことはありませんが、溜めないようにしています。ただ、アイロンは駄目ですね。カッターシャツはすべてクリーニングです。

—— 趣味などがありましたら教えてください。

署長 下手の横好きで色々やりますが、コレクションやずっと続けている何かとか、人に自慢できるような趣味はないですね。強いて言えば旅行が趣味でしょうか。仕事柄、調査等で全国各地に出張することも多く、出かけるのは好きですね。そうたびたびって訳ではないのですが…。職場の仲間や友人、家族とも行きます。温泉も好きですが、知らないところに出かけて、その地方のを知ったり、その地方ならではの美味しいものを食べたりすることが特に好きですね。

—— 旅行は国内ですか、海外ですか。

署長 海外旅行も好きで何度か行きましたが、残念ながらやすやすと海外に出かけるほどのお金と時間の余裕はありませんし、署長となると海外旅行は簡単には認めてもらえないと思いますので…。

—— 署長には、海外旅行が認められないのですか。

署長 認められないわけではないですが手続きに時間がかかると思います。立場的に何かあった時に困りますね。説明のできる冠婚葬祭とか、やむを得ないものなら認められるのですが、休みを取って行くとなると、公務を差し置いてということになりますので、わざわざ署長の時に行かなくてもいいかとは思っています。

—— これまで行かれた所で一番よかったところは

どこですか。

署長 海外ではアラスカでしょうか。年末年始の休みを利用して、オーロラを見に行ったのですが、雄大というか広大な場所で、厳しい自然環境の下での旅でしたが最高でした。

名古屋からアラスカ州のフェアバンクスまでの直行便で行って、そこからバスで100kmほど北に走った北の果てのチナ温泉リゾート。現地で3日間オーロラを見るチャンスがあったのですが、3日ともしっかりと見ることができて、写真も撮れて、そこですべての運を使い果たしたかもしれませんがとても感動しました。サーモン料理も美味しかったですよ。

そういえば、法人会青年部の方が、極寒の伊勢の五十鈴川に褌に入られたという武勇伝を伺いましたが、私は気温がマイナス20℃～30℃という中でチナ温泉に入りました。プールのように広い露天風呂で最高でしたよ。

—— 署長さんの座右の銘がございましたら教えてください。

署長 座右の銘というような高尚のものは特にありませんが、好きな言葉でしたら、高校の時の校歌のワン・フレーズにある「…行く手険しき道を進む…」とか、「フロンティア・スピリット」や「チャレンジ精神」という言葉が好きです。

仕事等への取組姿勢などに関する言葉でしたら「誠心誠意」でしょうか。どんなことに対しても熱意をもって誠実に取り組むことを念頭に職務に取り組んでおります。

それと、国税局の法人課税課課長補佐の時に、国税庁の法人課税課長から教わった「不易流行」という言葉は心に残っています。



その意味は、手元にある辞書には、「(芭蕉が唱えた俳諧の基本的理念) 永久に変動しないものと常に新しくなっていくもの。常に新風を求めて変化流行するところから永遠性を持つものが生まれるということ。」(新国語辞典：角川出版)と書いてあります。

社会経済の変化や法改正など、変化に応じて行政の運営方法や税務調査等のやり方は変わっていくところがあります。しかし、その本質的な部分は時代の変化では変わらないものであり、また、簡単に変わってはいけなものです。ただし、時代が変化する中で生まれてくる新たな運営方法ややり方は、それが営々と続いていく中で新たに本質を構成するものになっていきます。したがって、時代の変化に対しては、柔軟に対応しながら、時代に応じて変化しなければいけないことと、一時的なことで、安易に変化してはいけなことがあるので、そこをきちんと見極めていけなといけなと考えております。

—— 署の運営について、署長として取り組まれていることを教えてください。

署長 若手職員の多い、比較的小規模な署ですので、効率よく効果的な事務を実施するには、風通しよい環境の下で、個々の職員が持つ能力を最大限発揮させることが重要です。そのため、チームワークと規律ある組織作りを行い、組織力を生かして困難な事務(事案)に対処するようにしております。

また、メリハリをつけて仕事を行い、ワーク・ライフバランスの取れた生活につながるよう運営しており、職員が心身両面において健康を害することがないよう、適切な身上把握に努めております。

—— 今後の税の方向性についてお聞かせください。

署長 当面は、平成31年10月に消費税及び地方消費税の税率の引き上げと軽減税率制度の実施を控えておりますので、これを円滑に進めることが重要になり

ます。各地で説明会等を積極的に実施しておりますが、機会ある度に税率の引き上げや軽減税率制度で対応が必要な事項等を説明するなど、円滑な改正への対応に尽力したいと考えています。

さらに、その後には、平成35年10月からの適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入が予定されておりますので、消費税及び地方消費税にしばらく注目が必要となります。

—— 最後に法人会に対する意見や要望をお聞かせください。

署長 飛驒法人会におかれては、長年に渡り税知識の普及と納税道義の高揚に寄与する活動に精力的に取り組んでいただき、特に、地域経済の中心企業の経営者である皆様が直接、小・中学校の児童・生徒に対する「租税教室」や「絵はがきコンクール」、「税金パネル展」等を通じて、日本の将来を担う子供たちに、税の役割や日本の現状を知り・考える機会を作る活動を積極的に展開していただいていることに対しましては、頭が下がる思いであり、深く感謝申し上げます。

社会経済の変化や税制改正など、対応すべき課題は山積しております。

法人会には、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展や地域の振興、社会に貢献する経営者の団体として、更なるご活躍を期待しております。

今後も、飛驒全域にわたる税の啓蒙活動や地域社会貢献活動に積極的に取り組んでいただきたいと思います。



平成31年(2019年)10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国 税 庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年(2019年)10月1日(以下「31年施行日」といいます。)から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度*が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区 分	適用開始日	現 行	平成31年(2019年)10月1日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

II 平成31年(2019年)10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(以下「課税仕入れ等」といいます。)に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%(軽減対象資産の譲渡等については、8%)の税率(以下「新税率」といいます。)が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日(平成31年(2019年)9月30日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率(8%)が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、[次ページ](#)をご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q & A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率(8%)が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。

例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率(10%)により仕入税額控除を行うことはできません。

内 容	適用関係
<p>① 旅客運賃等</p> <p>31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日(平成26年4月1日)から31年施行日の前日までの間に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等</p> <p>継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年(2019年)10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等</p> <p>26年指定日(平成25年10月1日)から31年指定日(平成31年(2019年)4月1日)の前日までの間に締結した工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。)に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限ります。)における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供※に係るものをいいます。)に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供</p> <p>※「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等</p> <p>31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの(軽減対象資産の譲渡等を除きます。)</p>	
<p>⑦ 特定新聞</p> <p>不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの(軽減対象資産の譲渡等を除きます。)</p>	
<p>⑧ 通信販売</p> <p>通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売(軽減対象資産の譲渡等を除きます。)</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約(入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。)に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に規定する再商品化等</p> <p>家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合(同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。)で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>	

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

平成31年(2019年)1月から

いつでもどこでもスマホで申告 ～ 5つのステップで手続完結! ～



STEP 1 作成コーナーへアクセス

AndroidTMの方のみ
事前にインストール

Google PlayTMから
Adobe[®] Acrobat[®] Reader[®]
をインストールしてください。

iPhoneの方

Androidの方

インターネットを開いて、「作成コーナー」と検索してください。

「確定申告書等作成コーナー」のバナーをタップしてください。

「作成開始」をタップしてください。

STEP 2 提出方法などを選択

申告内容の選択

収入や適用を受ける控除などについて、いくつかの質問に「はい」・「いいえ」でお答えください。

提出方法の選択

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「e-Tax」を選択してください。お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

※ID・パスワード方式の届出完了通知の発行については、次ページをご覧ください。

ID・パスワードの入力

ID(利用者識別番号)
1234567812345678

パスワード(暗証番号)
a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力

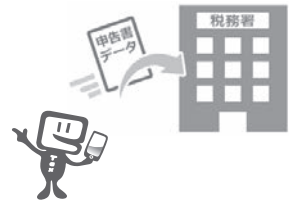


マイナンバーをお忘れなく!

氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

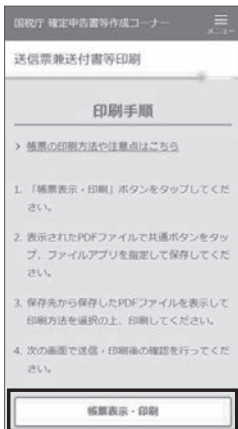
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信して申告は完了です。

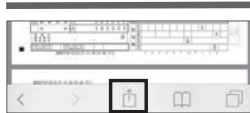
STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

iPhone



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。



「ファイル」アプリを指定してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータはAdobe® Acrobat® Reader®から後で確認できます。

※提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)で印刷し、郵送等で提出してください。

i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

QRコードを利用したコンビニ納付ができるようになります。

平成31年(2019年)1月以降、確定申告書等作成コーナー及び国税庁ホームページの納付用QRコード作成専用画面からコンビニエンスストアで納付するためのQRコードの作成(印刷)が可能となります。

※納付ができるコンビニエンスストアや作成方法などについては、平成31年(2019年)1月までに、国税庁ホームページでお知らせします。

申告書等にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要です。

- ・本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード
例2：通知カード及び運転免許証 など
- ・e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。



※ご利用には別途通信料がかかります。

※P10・P11には開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

・iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

・Android、Google play、Google playロゴ、Chrome、Chromeロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

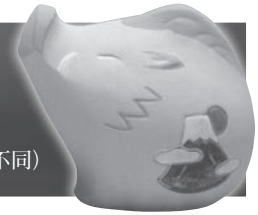
・Adobe Acrobat Reader、Adobe Acrobat Readerロゴは、Adobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の商標です。

・QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

年男・年女
亥歳

今年の抱負

(順不同)



新しい年を迎えまして

(有)勝 仁

二村 和仁
(下呂支部)

40歳で建築会社を退職し、父から引き継いだ賃貸業と併せて建築業を経営しております。早いものであれから7年が経過しました。昨年その父が他界し、自身4度目の年男を迎えるにあたり、いろいろな意味で身が引き締まる思いです。

幸い素晴らしいお客様や仕事仲間にも恵まれ、両事業とも厳しいながら順調に運営することが出来ております。これも偏に皆様のおかげと感謝申し上げます。

しかし依然として景気が上向きとは感じられない情勢下において、少子高齢化や来年秋実施の消費税率引き上げといった、さらなる厳しい現実が山積しており、当社にも今後少なからず影響が出るのが予想されます。

今、出来る事、やらなければならない事を改めて自問自答し、今まで以上の知恵を絞り、最近ちょっと言うことを聞かなくなってきた身体を労りながら、より一層努力して行きたいと思っております。

今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。



新年を迎えて

(株)熊崎組

熊崎 将太
(小坂支部)

年男と言っても、実感がわからないので、昨年の出来事や新年の抱負を書いていこうと思います。日本国民である皆さんも“平成”という元号が終わるといふ特別な思いがあるのではないのでしょうか？私もよく利用しているinstagramの投稿のハッシュタグにも“平成最後の夏”や、“平成最後の〇〇”などが多く見受けられました。私にとっても春大学を卒業し、地元に戻って建設会社に就職したという、人生において大きな出来事がありましたが、去年はこれまで

に経験したことのないような災害を受け、就職したことよりも大きな出来事になりました。私の就いた建設業は災害に深く関わっていると共に、地域を守っていくという働きもあると思います。皆さんの生活や大切な人たちを守れるよう、これからも努力していこうと思います。

このように暗い事が多かった2018年でしたが、2019年は明るい年になるよう期待しています。高齢化が進む中、AIなど人々の暮らしを豊かに、また手助けしてくれるような新しいものやサービスが色々な人に年齢を問わず感じられるようになっていけばと思っています。建設業もAIとうまく付き合っていければいいのではないかと思います。より充実した年となるよう、努力していきます。



新年を迎えて

(有)白洋舎

細田 諭吉
(古川支部)

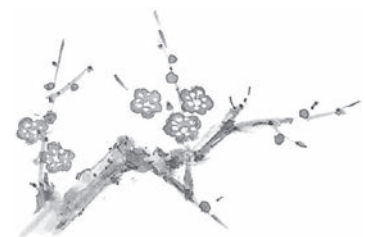
早いもので、今年で3回目の年男を迎える事となりました。10代、20代の頃より一年がとても早く感じます。

現在クリーニング需要は平成4年をピークに20年以上減少を続けています。今までと同じ事をしてはまず生き残れないでしょう。近年はネット社会と呼ばれる程インターネットが普及しています。弊社でも宅配クリーニングに力を入れています。

10年後20年後を見据えて新しい事にチャレンジしていかなければなりません。

私も年男として切磋琢磨して、今まで以上に知識と技術を身につけ、今後のクリーニング業界の情勢を早く把握できるように心掛けていきたいと思っております。

これからも、地域社会に密着し貢献する会社を目指し頑張っていかなければと考えております。





飛驒に戻ってきて

神岡商工会議所

井伊 彩沙子
(神岡支部)

「山川草木皆我師」

神岡町船津の生家跡に建てられた荒垣秀雄氏の石碑には、本人直筆の言葉が刻まれています。

大学を卒業し、昨年の4月に飛驒に戻ってきて一番言われることは「よく飛驒に戻ってきてくれたね」です。小さい頃から引越しが多かったのですが、物心ついたときには神岡にいました。神岡以外の場所もなじみはありますが、やはり私にとっての故郷は神岡です。大阪の大学に入学するときに「神岡に戻ってこよう」と思い、それは卒業するときにも変わりませんでした。

「山と川の草木は全て私の師だ。」

神岡の山も川も、そして人が好きです。自然豊かな町で育ち、ここに戻って恩返しをしたい。それが戻ってきた理由です。

社会人1年目が終わり、2回目の年女となった今年も「猪突猛進」で頑張ります！



新年を迎えて

高山電材(株)

杉山 和宏
(高山支部)

今年は、弊社の設立50年、自社に入社して20年、社長を引き継いで10年の節目となります。次回の年男は…と考えると、時が経つのをとても早く感じます。

弊社は長年にわたり、電設資材、電気機器、住設機器の卸売業を営んでおります。その間、事業内容は大きく変わっておりませんが、取り扱う商品は日々進化を続けています。最近では自動化に加え、インターネット等を使った機器連携「IoT」といった技術も登場し、進化のスピードは加速しています。新技術、新商品を常に勉強しないとすぐに取り残されてしまいます。そしていよいよ、事業のやり方にも変化が求められています。同業他社がライバルだった時代から、異業種、遠隔地の未知のライバルとの競争が始まっています。

そんなサバイバルな時代ですが、ここはやはり、お客様との信頼関係を第一に、これまで通り地道に事業を続けて行きたいと思っております。



新年を迎えて

(株)金山チップセンター

河尻 和憲
(金山支部)

父が設立した木材加工業の会社を継ぐため東京から戻ってきて今年の春で20年を迎えます。全く異業種からの転身だったため、当時はスギとヒノキの区別もできない有様で大変だったことを思い出しますが、あっといふ間の年月でした。

ところで、今思うと小学校の6年間はとて長く感じたことはないでしょうか？ジャネーの法則と言って、人の時間の心理的長さは年齢に反比例するそうで、年齢が倍になると1年を半年ぐらいに思うとのこと。つまり、戻ってきた当時40歳の私と比べると今年還暦になる私にとっては、同じ1年間をその3分の2(8カ月)ぐらいにしかならないこととなります。徐々に1年過ぎるのが早いと感じるのもこのためようです。しかし時間の経過を早く感じるのとはそれだけではなく、如何に中味のある経験をしたかによるところが大きいと思います。迎えた2019年を何げなく平凡に過ごして「今年も、もう1年経ったのか」ではなく、「まだ1年しか経っていないのか」と感じるような新鮮な経験をして充実した1年にしたいものです。



新年を迎えて

(株)南 組

南 賢太郎
(高山南支部)

私は、高山市朝日町で祖父の代から続く建設業に携わっています。現在は専務の立場で会社の運営や現場監督を行っています。

最近の建設業界の話題としては、まず建設従事者の減少とりわけ若年層の減少が目立ちます。10年20年先を見据え、業界をあげて問題に対して取り組み始めている状況です。また、IT技術の進歩により、測量作業は上空の視界が開けていればドローンで写真撮影をして地形を把握し、重機による掘削は掘削位置を重機が認識し、碎石を均す作業は重機が高さを自動で調整するようになりました。

道路・水路・橋など私たちの作るものは、人が生活や仕事をするために必要なものです。主に高度成長期に建設された構造物が老朽化し、壊れるものも出始めました。この構造物を維持・修繕・管理していくのも私たちの仕事の一つです。

時代の変化を読み、これからも建設業に従事し、社会基盤の整備に貢献しようと考えています。

休憩室

「あぶらえ(エゴマ)で 地域も身体も元気」

飛驒小坂あぶらえ生産組合 小林 浩二

ずっと昔からエゴマです

あたたかい日ざしと澄みきった空気が何とも心地よい11月某日、今年もわが家では恒例となったあぶらえ(エゴマ)の収穫に一日汗を流しました。遠い昔幼いころの思い出がよみがえります。年老いた祖母が七輪に炭火を熾し、焼いてくれた五平餅の味。タレに自家製たまりやエゴマをたっぷり使った、ちょっぴり甘くて香ばしい婆ちゃん自慢の五平餅は、懐かしくて忘れられない幼い私たち兄妹の“ごっつお”でした。

もちろん飛驒小坂の五平餅と言えば昔っからエゴマと相場が決まっています。昨年NHKの朝ドラで一躍全国区になった東濃地方の五平餅は、味噌味でクルミやピーナッツ仕様です。ドラマに登場する豊川悦司ふんする漫画家の先生が五平餅を絶賛するたびに、心密かにこっち(エゴマ)の方が、旨くて、手間がかかって、本流やとつぶやいていました。

エゴマの力はすごい

さて今回は飛驒小坂のエゴマのお話です。エゴマと言えば、最近の健康ブームで大注目、やたらとメディアでも取り上げられます。私は専門家ではありませんので詳しい事は分かりませんが、エゴマから採れる油にはオメガ3系という必須脂肪酸 α -リノレン酸が豊富に含まれており、その含有量は菜種油や大豆油と比べはるかに多く、一般的なゴマ油の百倍とか。効用は中性脂肪、悪玉コレステロールの減少、血栓の予防、脳や網膜神経伝達をスムーズにする等の作用があるといわ

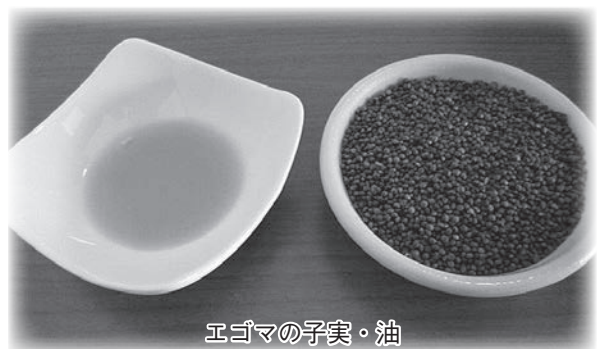


昔ながらの五平餅

れ、 α -リノレン酸は体内でEPAやDHAなどのオメガ3脂肪酸に変換されます。だからエゴマ油は畑の青魚と呼ばれたり、エゴマ食べることは、多くの病気を防いで健康にしてくれる作用があるといわれています。前述した血液サラサラ効果のほか、喘息やアトピーなどアレルギー改善、老化防止や認知症予防などにも効果が期待できる注目すべき健康食品です。

新品種を登録。生産組合も始動です

東北地方やわが岐阜県飛驒地方では古くから伝統食として根付いているエゴマですが、最近では地域ぐるみで健康づくりや町づくり地域活性化にエゴマを活用している自治体も全国的に増えてい



エゴマの子実・油



生産組合の種まき講習会



移植機の説明会

るそうです。

ここ下呂市小坂町でも、昔から各家々で引き継がれてきたエゴマを栽培し地域活性化に役立てようとする動きが生まれています。ごたぶんにもれず小坂にも過疎化と少子高齢化の波が押し寄せています。そんな中、遊休農地や耕作放棄地を利用し、地域資源活用、住民の健康維持を目的としてエゴマの生産組合「飛驒小坂あぶらえ生産組合」が平成28年2月には設立され、高機能性を持つ品種の登録、商品開発、ブランド化をめざし、種まき移植、収穫などの勉強会、講習を積み重ねてきました。悲願だった品種登録は、下呂市内で生産されてきた在来種30系統の中から、一番機能成分が高くすぐれたものを選抜、登録をめざしました。

そして、いよいよ下呂市と岐阜県との共同育成品種として、昨年6月には品種登録出願が公表がされました。出願品種の名称は「飛驒小坂おんたけ1号」です。一般的なエゴマより α -リノレン酸等の含有率が高く、草丈が低いのがその特徴。生産組合では種子の自家採取禁止や種や苗の譲渡の禁止など組合内の取り決めを定め、他産地では作れない貴重な品種を守ります。

品種登録がされれば、国内で2番目の品種(1番目は、飛驒市の飛系アルプス1号)です。天然の機能性食品としての注目度も高い新品种「飛驒小坂おんたけ1号」ですが、地域活性化に一役買ってこれればと大いに期待しています。

■ 新商品も登場しました

また小坂町ではエゴマオイルを利用した新商品の開発も進んでいます。厚生労働省が示す成人の摂取目安量を α -リノレン酸で手軽に摂取できるようエゴマ油3グラム個包装を商品化しました。外袋はアルミパックで油の酸化・劣化を防ぎ、内袋は透明パックで黄金色が見えるこの優れものの商品名は「飛驒小坂のあぶらえスティックオイル」。サラダにかけたり、みそ汁に入れたり、勿論そのままでも召し上がっていただけます。この商品、現在は濁河の高地トレーニングエリアを利用するアスリートさんにも好評だそうです。

今年からは、いよいよ下呂市内で新品种「飛驒小坂おんたけ1号」の栽培が本格的に始まります。先人から引き継いできた飛驒小坂のエゴマ、機能成分の効用を明らかにするため日本体育大学との共同研究も進行中です。

最近健康診断の結果や物忘れが心配な会員の皆さん、地域も身体も元気になる地元のあぶらえに要注目です。



あぶらえオイルの新商品

事業所訪問

井戸工業株式会社

概 要

代表者：代表取締役 小出 貴博
所在地：高山市下之切町58番地5
創 業：昭和46年3月
設 立：昭和55年3月3日
従業員数：12名(取締役を除く)
事業内容：舗装工事業・土木一式工事業

対 談

ききて 本日はよろしくお願ひ致します。始めに会社の沿革などをお聞かせ下さい。

社 長 当社は昭和46年3月に私の母方の叔父である井戸孝登志が創業しました。私と同じ生まれ年で、今年で創業47年を迎えております。昭和55年3月に法人換えを行い、今日に至っております。

ききて 創業事業を甥である小出さんが引き継いでおられるということですね？

社 長 はい、私の父は名古屋の出身、母は高山の出身で、私自身はずっと父の勤めもあって大阪で生まれ育ちました。35年ほど前、私が小学生の頃に、叔父から父へ声が掛かり、父は単身で高山へ来て、ともに仕事をされるようになりました。平成9年には、父が叔父から社長を引き継ぎ、5年前に私が父から社長を引き継ぎました。

ききて 大阪の生まれ育ちで、高山



社長 小出 貴博 氏



井戸工業株式会社 全景

へはいつ頃お越しになられたのですか？

社 長 阪神大震災の年に神戸で大学を卒業し、大阪の企業に就職しました。父からは時折、高山へ来ないかと誘われながら、勤め先でのタイミングもあり、10年ほど勤めさせていただいた頃、そろそろ時期ではないかと、高山へ来ることを決意しました。13年前になります。

ききて 大阪から高山へ、それまでは里帰りらいのご縁であったわけですが、仕事も変わり、ご苦労も多かったことと思います。

社 長 ありがとうございます。こちらへ来て最初の6年は、ほぼ現場にいました。そこから専務として2年、社長として5年、気がつけば走ってきたという印象ですね。

ききて 業務内容としては舗装工事が主となるのでしょうか？

社 長 はい、井戸工業と申しますと、井戸を掘る会社ではないかと良く誤解されますが(笑)。舗装工事が主たる事業です。

アスファルト舗装自体、日本に入ってきてまだ50年ほどの歴史です。叔父はこの技術を他社で修行させていただき、初期の段階で独立・創業しました。以来、アスファルト舗装



一筋に事業を営んでおります。

ききて 事業エリアは、飛騨地域が中心になるのでしょうか？

社長 はい、事業エリアは飛騨一円です。ご存じかもしれませんが、アスファルトの合材は、熱いうちに現場で施工しなければ質の良い仕上がりになりません。舗装工事に携わる者として、品質を保ちたいと考えますと、やはりプラントから近いエリアでの施工が基本となります。

ききて 舗装工場の現場をお見かけすると、いつもとても熱そうですね。

社長 はい、ひとつの現場に10名ほどの人間が出向き、合材の熱いうちに、一気に施工していきます。のんびり取り組んでいては仕上がりが疎らになったりして、質が低下してしまいます。

道路舗装は、普段、市民の皆さんの視線からはあまり意識されないものです。きれいで当たり前、勝手に直っているもの、といった感覚ではないでしょうか？

道路を修復・維持するという、私たちの工事は、一般に公共性が高く、その整備費用は税金から支出されることがほとんどです。

ですから、私たちのお客様は、税金を支払っていただいている、市民の皆さんです。

舗装は仕上がったすぐは黒く輝き、どこも綺麗に見えるものです。しかしながら、その本当の仕上がりは、舗装がどれだけ性能を維持して持ち堪えられるかで決まります。皆さんの税金で仕上げる道路が、仮に10年の寿命であれば、

これを15年もたせることができるよう、目に見えない仕上がりのために努力しなければなりません。

ききて 確かに、普段から道路や駐車場のアスファルトを気にして見るというこ

とは少ないように思います。

社長 皆さんに気付かれにくい部分ではありますが、ときどき、気付いてお褒め頂いたりすることがあります。こういうときは、本当に嬉しいです

ね。昔は施工した現場に施工者の銘板・プレートを入れていたことがありました。自分たちが施工する現場には、いつも銘板が入っているつもりで、仕事に取り組んでいます。

ききて 私たちは通行に支障のない道路が自然になってしまっています。とても有難いことであると実感します。

今後の事業への取り組みについて、お聞かせください。

社長 はい、道路舗装工事とあわせて、仕事の裾野を広げる意味で、一般土木工事にも取り組んでいます。しかしながら、私たちはやはり舗装工事専門の会社でありたいと考えております。

この業界におりますと、まだまだお客様のために改善のできる余地があることを実感しています。公共性が高く、お客様の顔が直接見えないことも多いですが、お客様は市民の皆さんだと考えています。より良い舗装のために、同業者間でも、積極的に意見交換をすることも大切だと感じています。

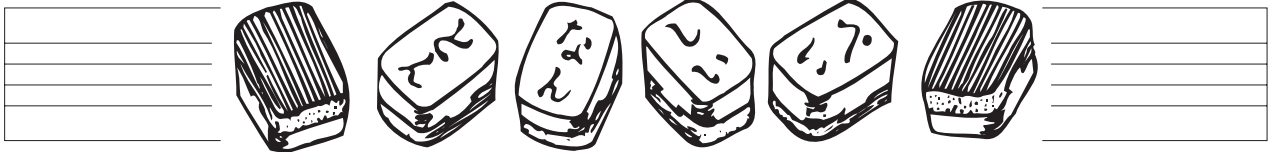
仕上がり品質と技術に妥協することなく、また、新たな技術も取り込みながら、これからも舗装一筋でやっていきたいと考えております。

ききて ありがとうございます。私たちも、これからは舗装の様子に関心をもって拝見していきたいと思います。

本日はご多忙のところ、誠に有難うございました。

(ききて：高橋 かきて：長瀬)





金山支部 『第43回 ひだ金山清流マラソン大会』

11月4日(日)、金山リバーサイドスポーツセンターを発着点に「第43回 ひだ金山清流マラソン」が開催されました。

当日は、時折小雨が降る中での開催となりましたが、全国(遠くは熊本県)から1,142人(当日受付1,013人)が参加され、1歳から89歳までの選手たちが、色づき始めた木々の中、馬瀬川沿いを駆け抜けました。

大会を運営する「ひだ金山清流マラソン実行委員会」では、ランナーが気持ちよく走れるようにと大会の2週間前からコース内の清掃やのぼり旗の設置が行われ、大会当日は、太鼓による応援やゴール時のタオル掛け、とん汁の無料提供などが行われました。また、ゲストランナーに丸山和也(弁護士、国会議員)さんを迎え、大会に華を添えました。



大会の様子



ゴールする選手たち

リバーサイドスポーツセンターアリーナで行われた表彰式では、18部門6位までの入賞者が表彰を受け、その後同会場において大会のフィナーレを飾る「もち投げ」が行われました。

地元企業などからは協賛金、協賛品が提供され、また、金山町の各種団体、自治会、中学生などのボランティアスタッフが協力し、地域一体となって大会を盛り上げました。(加藤 記)

高山南支部 『飛驒春慶弦楽器演奏会』

去る11月20日(火)、高山市役所朝日支所と久々野支所において「飛驒春慶弦楽器演奏会」が開催されました。この弦楽器は「飛驒高山文化芸術祭こだま〜れ2013」の「春慶塗で弦楽器をつくろう!」プロジェクトにより製作されたバイオリン・ビオラ・チェロで、日本とイタリアの職人技を融合させた世界的にも珍しいコラボ弦楽器です。

久々野支所のロビーでの演奏会は、3月に新庁舎がオープンして以来初めてのことで60名以上の来場者があり、用意された客席は満席。愛の挨拶・星に願いを・赤とんぼなど誰もが知っている曲が10曲ほど演奏され、



演奏会の様子

吹き抜けの空間に響き渡る美しい音色に耳を傾けていました。

来場者からは「こんなに気軽に弦楽器の生演奏が聴けるなんて。とても贅沢な時間が過ごせました」との声もあり、滅多にない機会を存分に楽しみました。(南 記)



神岡支部 『神岡花街夢祭り』を開催!

平成30年11月24日(土)、神岡町中心市街地の船津座及びその周辺で「神岡花街夢祭り」が開催されました。



「神岡花街夢祭り」は、神岡の市街地にかつて花街があった歴史を後世に伝えようと、有志らが集まって、神岡花街夢祭り実行委員会を組織し開催しました。

当日は、地元^{きや}に伝わる木遣^{おいらん}り唄が歌われる中、「花魁」が客の元へ向かう行列を再現した「花魁道中」が通りを練り歩き、華やかな雰囲気^{きや}に包まれました。

行列は、花魁役の二人のほか、若い遊女の「新造」役、花魁の世話をする「禿」^{かむろ}役、傘持ち役の男衆ら、公募で集まった地元住民らによる総勢四十人からなり、艶やかな着物をまとった女性らの姿に、沿道の見物客から「きれいやー」との歓声があがりました。

また、船津座内では、花街の歴史についてのトークショーや大衆演劇なども行われ大勢の人で賑わいました。(追分 記)



小坂支部 『ひめしゃがの湯』4月リニューアルオープン

昨年、日本経済新聞の何でもランキング「ぬる湯の旅」特集でも、堂々のベストテン入りを果たした飛驒小坂の日帰り入浴温泉施設「ひめしゃがの湯」。温泉の専門家10人から、全国の人肌に近い「ぬるめ」の温泉の中から並みいるライバルを押しつけて、全国有数の炭酸泉として、高評価、お墨付きをいただきました。

小坂地域だけでなく、全国の温泉愛好家からも絶大な支持をいただいている「ひめしゃがの湯」もオープンからすでに20年余。この度、老朽化した一部施設の改修を経て、本年4月ごろを目途に民間会社として再オープンする予定です。

全国的にも珍しい高濃度炭酸泉は地域の宝物です。施設近くには、巖立峡や200滝散策コース、キャンプ場など見どころ満載です。

小坂の街道に美しいはなももの花が咲き始める頃、再開する日帰り温泉施設「ひめしゃがの湯」に乞うご期待。(小林 記)



飛驒法人会の活動報告

長谷川 幸洋氏 講演会を開催

平成30年11月12日(月) ところ：高山市民文化会館 小ホール

(公社)飛驒法人会では、毎年社会貢献活動の一環として講演会を開催しており、本年度はジャーナリストの長谷川幸洋氏を招き、「激動する世界～日本の針路を考える」と題して、日本の政治及び世界の状況をご講演いただきました。当日は200名を超える多数の皆様にご聴講いただきました。

長谷川氏は元東京新聞(中日新聞)の経済部に勤務され、ブリュッセル支局長や政府税制調査委員会委員等の公職も歴任され、数多くの政財界の方々と接触されているとのことでした。

まず最初に国内問題で、ポスト安倍政権の行方について名の上がっている人物を詳しく解説。続いて消費増税の行方についても言及があり、今回は今のところ安倍首相は増税に踏み切るのではないかとの見通しを述べられました。その後、世界の情勢について「米中貿易戦争」、「中国と日本の関係」、「ロシア(北方領土)問題」を中心に解説され、大変興味深い内容の講演でした。



税制改正要望活動 実施報告

「平成31年度 税制改正に関する提言」を原田 勝由樹 税制委員長が11月20日(火)に金子 俊平 衆議院議員(秘書)、國島 芳明 高山市長(西倉副市長)、溝端 甚一郎 同市議会議長あてに提出しました。

また、11月28日(水)に服部 秀洋 下呂市長、同市 今井 政嘉 議会議長へ、中島 忠士・中谷 敬子 税制委員が11月29日(木)に都竹 淳也 飛驒市長、同市 高原 邦子 議会議長(中嶋副議長に提出)へ柳 七郎 理事が提出しました。

提言の内容は、国税関係においては法人税の軽減税率の本則化、消費税率10%引き上げに伴う対応措置などを、地方税関係では固定資産税、都市計画税の評価方法及び課税方式の抜本の見直しなどです。



青年部会だより

第32回 法人会 全国青年の集い 岐阜大会 開催！

平成30年11月8日(木)・9日(金) 会場：岐阜グランドホテル・長良川国際会議場・岐阜都ホテル

今年の大会は岐阜市に於いて全国より2,400名余の青年部会員が集い、国税庁課税部長の重藤哲郎氏他多数のご来賓をお迎えし盛大に開催されました。

初日に開催された「租税教育活動プレゼンテーション」には当飛驒法人会青年部会が名古屋局連代表として発表しました。全国11局連選出の12単位会と競い合い、最優秀賞、優秀賞に次ぐ奨励賞をいただきました。

大会2日目は部会長サミットに引き続き大会式典が開催され、記念講演では講師に女優の紺野美沙子さんをお迎えして華やかな大会となりました。

当飛驒法人会青年部会担当の物産展では、屋内外で多くの方に岐阜県の特産品を味わっていただきました。

来年は2019年11月7日8日に九州大分市での開催となります。



加藤大会会長(多治見法人会)



中村青連協会長



租税教育活動のプレゼン



租税教育活動の表彰



大懇親会

高山税務署長と語る会

平成30年11月21日(水) 会場：ひだホテルプラザ

飛驒法人会青年部会連絡協議会では、河之口高山税務署長を講師に招き「語る会」を開催しました。当日は30名の参加があり、河之口税務署長から「税に関するエトセトラ」と題してご講演いただきました。

ご自身が名古屋国税局に採用されてからの職歴をもとに、国税組織の仕事内容をわかりやすく話されました。また、今後の税務行政の将来像については、①申告・納税のデジタル化、②調査・徴収でのAIの活用、③情報システムの高度化を推進して納税者の利便性を高めるなどの施策が検討されているとのことでした。



女性部会だより

「税金パネル展・税金クイズ」を開催

平成30年11月25日(日) 場所：下呂ショッピングセンター ピア

飛驒法人会女性部会では「税金パネル展・税金クイズ」を11月25日(日)下呂ショッピングセンターピアにて開催しました。

税金クイズや税金パネル・習字・絵はがきの展示などを実施しましたが、特にお米やリンゴ等の景品が当たる税金クイズでは、当たりが出るたびに歓声が上がって大盛況でした。

また、青年部会協力の「綿菓子」コーナーでは、子供たちが喜んで綿菓子を頬張っている姿がありました。

当日は200名ほどの来場者があり、税知識の普及と身近に税金に触れられる機会ですので、来年以降も継続して実施していきたいと思えます。

なお、当日は下呂・萩原支部の青年部会及び、河之口高山税務署長はじめ署の関係者の皆様にはご協力いただきありがとうございました。



事務局だより

社団化40周年記念事業について

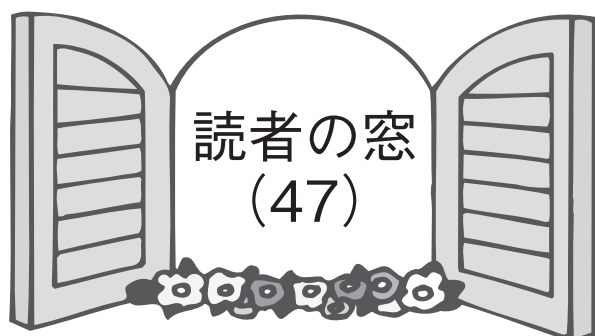
本年飛驒法人会は、皆様のご協力より昭和54年6月に社団法人として法人化して以来、40年となります。そこで下記のような記念事業を予定していますのでお知らせいたします。

日 時：平成31年6月11日(火) (平成31年度定時総会と同時開催)

場 所：高山グリーンホテル 天山の間

記念事業の内容：・記念式典 ・記念講演 ・懇親会

*会員の皆さまには詳細が決まりましたらご案内いたしますので、ご協力ご参加をよろしくお願いいたします。



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの
投稿をお待ちしています。
投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願い
します。

F A X 0577-33-1093
E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

納得？

高山市 50代 男性

本年10月より消費税率が10%に上がり、伴い軽減税率制度も実施されます。

低所得者層への配慮から軽減税率制度が設けられるとの事ですが、対象品目が値上げされれば(新聞など)効果の薄いものにならないか心配です。貿易摩擦であったり、業界の反対は必至かもしれませんが、同じ煩雑になるなら新たな贅沢税？(物品税)を模索した方が低所得者層への配慮なのではないかとも思います。同様に適格請求書等保存方式に移行すると、課税事業者は免税事業者に対し仕入れの有無を図り、パワハラならぬタックスハラメントになっては困ります。財政政策は必須ですが、各種ハラメント、働き方改革、人手不足など日々悩ましい中小零細企業や低所得者層が救われるための税制改正であってほしいと願います。

オリンピック、万国博覧会と明るく大きなイベントが予定されている日本、「公平」「透明」「納得」な税制を。

消費税を考える

下呂市 40代 男性

先日、子供たちが学校で税金の授業を受けてきました。

それからというものは、子供たちはスーパーやコンビニへ行く度に商品の値段と消費税がいくらになるのかをしきりに気に掛けるようになりました。特に100均が100円で済まない理由に納得したようです。

そんな消費税が10%となるが2019年10月と決定されました。増税の期日が決まり軽減税率導入やインボイス制度などの増税と合わせて導入される制度もよく耳にするようになりました。先日は説明会に初めて参加してきました。軽減税率は何度か新聞等で知る機会がありましたが、インボイス制度は盲点でした。普段仕事でお世話になっている取引先の皆様にミスのないように対応する準備をしなければと強く感じました。まだまだ知らない事が多くあります。これを機会にしっかりと制度について学び、子供たちにも教えられるようになりたいと思います。

子供たちの負担増にならないよう親として、納税者としてしっかりと納税し使い道を注視していきたいです。

謹賀新年



大同生命は

「経営者大型総合保障制度」を通じて、

引き続き、みなさまに大きな安心を

お届けしてまいります。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。



DAIDO 大同生命保険株式会社

岐阜支社/岐阜県岐阜市吉野町6-16(大同生命・廣瀬ビル5F) TEL 058-262-5141

編集後記

■新年明けましておめでとうございます。
平成最後の年になりますが、皆様には新年を和やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

■高山税務署長 河之口 幹夫氏を訪問して、恒例の“新春よもやま話”を伺いました。出身が観光で有名な伊勢市で、温泉がお好きだということで飛驒に大変興味を持っていただいています。座右の銘で心に残っている言葉に、「不易流行」があるそうで、これからの社会を生きていくうえで必要なことだと感じました。今年もご指導のほどよろしくお願ひします。

■最近健康ブームですが“休憩室”のあぶらえ(エゴマ)は、体に良いと言われていています。健康に関することで飛驒が元気になるまちづくりがさらに進むことを願ひます。

■今年、飛驒法人会が社団化して40周年です。今までの振り返るとともに新しい法人会へチャレンジできる年になればと期待します。(H.S)

平成31年1月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

住 宏夫 長瀬 栄二郎 高橋 厚生 下畑 了三 内方 光一 加藤 久人
千田 純弘 桂川 典輝 細江 和彦 南 賢太郎 谷邊 浩也 追分 英輔
鍋島 正子 富川 由希子 佛坂 尚子

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。
国税電子申告・納税システム
e-Tax
納税にはダイレクト納付が便利です!
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。
e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると、こんなメリットが!
電子申告で効率UP!
法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。イータックス 検索